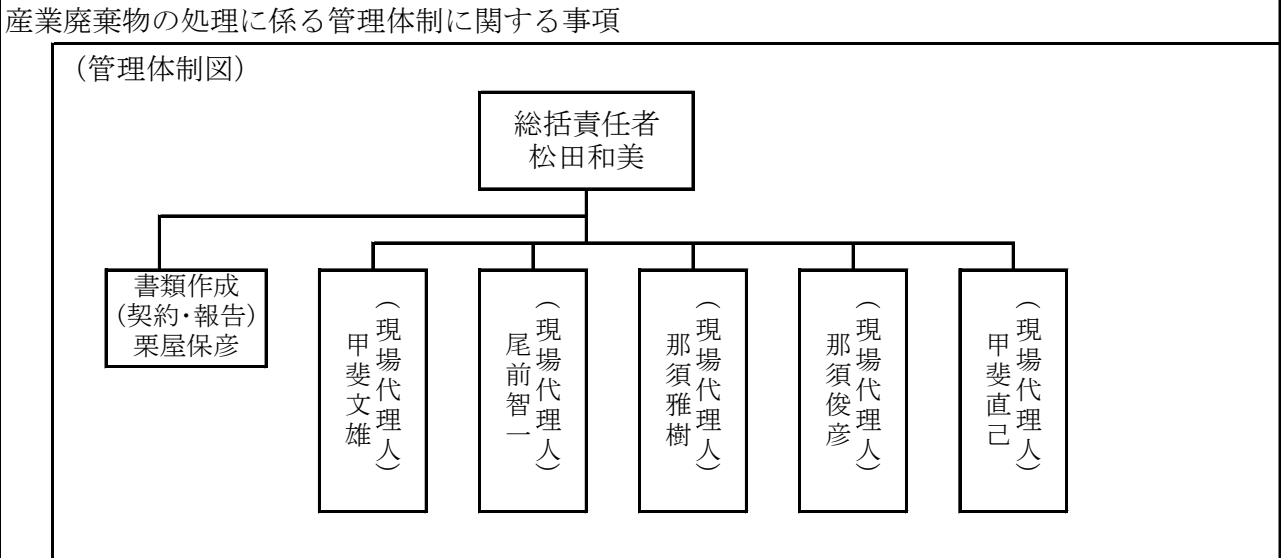


様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
令和 7 年 5 月 22 日	
宮崎県知事 殿	
提出者	
住 所 宮崎県東臼杵郡椎葉村大字下福良 7 0 3 - 7	
氏 名 株）相生組 代表取締役 相生秀樹	
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号 0982-67-2493	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社 相 生 組
事業場の所在地	宮崎県東臼杵郡椎葉村大字下福良 7 0 3 - 7
計画期間	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	総合工事業
② 事業の規模	令和5年度分完成工事高 300 百万円
③ 従業員数	従業員 25 人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項							
①現状	【前年度（ R 6 年度）実績】						
	産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック類	木くず	金属くず	混合廃棄物（安定型）	廃石膏ボード
	排出量	1,955.85t	7.33t	85.36t	2.47t	4.37t	0.00t
	(これまでに実施した取組) ・ 舗装、コンクリート構造物等の解体は、最小限の解体となるよう、事前調査を十分に行い施工する。 ・ 伐採作業において、施工前に範囲等の調査を行い、不要な伐採を行わない。 ・ 資材については、残材の発生量を極力抑える。						
②計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック類	木くず	金属くず	混合廃棄物（安定型）	廃石膏ボード
	排出量	1,000.00t	4.00t	80.00t	10.00t	10.00t	0.00t
	(今後実施する予定の取組) ・ 現在の取り組みを継続する。 ・ ガードレール等の撤去については、再利用できるよう極力務める。 ・ 現場の調査を徹底し、必要最小限の構造物の解体、立木の伐採に努める。						

産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ がれき類は他の産廃と混合しないよう、直接ダンプに積み込む。 ・ 〃 仮置きする場合は、積込時、土砂等が混ざらないよう十分注意する。 ・ 解体作業においては、混ざらないよう、種類ごとにこまめに解体を行う。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 現在の取り組みを継続する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項					
①現状	【前年度（ 6 年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	-	-		
	自ら再生利用を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	-	t	- t	
	(これまでに実施した取組)				
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	-	-		
	自ら再生利用を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	-	t	- t	
	(今後実施する予定の取組)				
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項					
①現状	【前年度（ 6 年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	-	-		
	自ら熱回収を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	-	t	- t	
	自ら中間処理により減量した 産 業 廃 棄 物 の 量		t		t
	(これまでに実施した取組)				
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	-	-		
	自ら熱回収を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	-	t	- t	
	自ら中間処理により減量する 産 業 廃 棄 物 の 量		t		t
	(今後実施する予定の取組)				

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項				
①現状	【前年度（ 6 年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	-	-	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	-	t	- t
	(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	-	-	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	-	t	- t
	(今後実施する予定の取組)			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項							
①現状	【前年度（ 6 年度）実績】						
	産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック類	木くず	金属くず	混合廃棄物(安定型)	廃石膏ボード
	全処理委託量	1,955.85t	7.33t	85.36t	2.47t	4.37t	0.00t
	優良認定処理業者への処理委託量		7.33t			4.37t	0.00t
	再生利用業者への処理委託量	1,955.85t	-	85.36t	2.47t	-	-
	認定熱回収業者への処理委託量						
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量						
	(これまでに実施した取組)						
	・再資源化に繋がるよう、現場での分別を実施している。						

②計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック類	木くず	金属くず	混合廃棄物(安定型)	廃石膏ボード
	全処理委託量	1,000.00t	4.00t	80.00t	10.00t	10.00t	0.00t
	優良認定処理業者への処理委託量		4.00t			10.00t	0.00t
	再生利用業者への処理委託量	1,000.00t	-	80.00t	10.00t	-	-
	認定熱回収業者への処理委託量						
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量						
	(今後実施する予定の取組)						
	・今後においても、徹底した分別を行い、再資源化に努める。						
※事務処理欄							

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。